

地域における頼れる身寄りがいない高齢者等に係る相談 支援体制の整備について

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室

地域包括ケア推進官 齋藤綾子

介護保険制度をとりまく状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

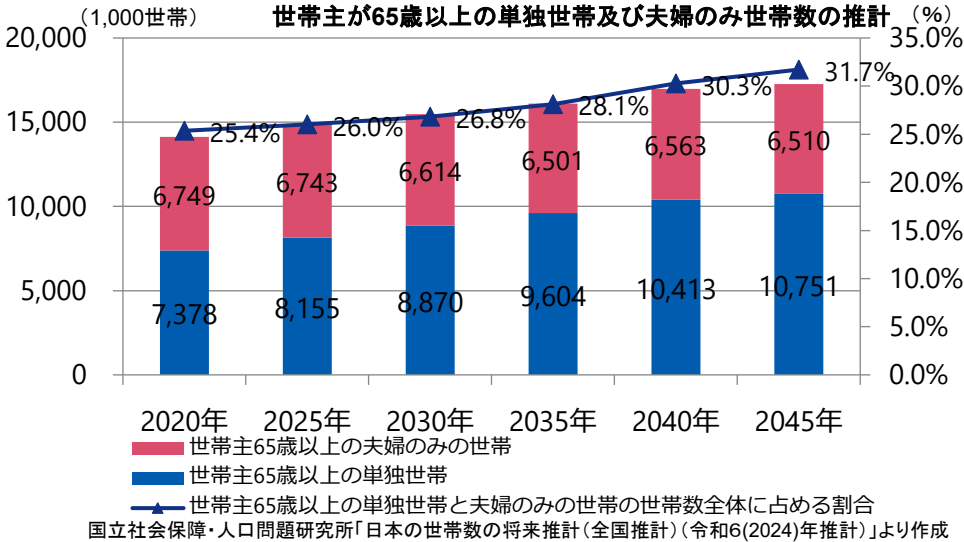
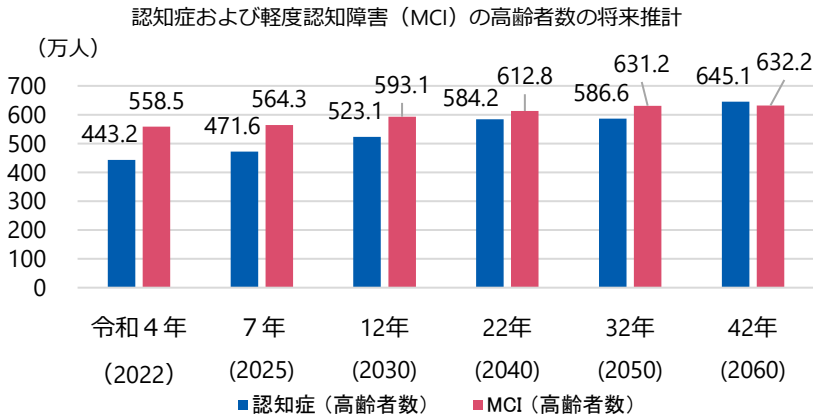
今後の介護保険をとりまく状況（1）

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,653万人となり、2043年にはピークを迎える予測(3,953万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2060年には、25%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2060年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,385万人(26.6%)	3,603万人(28.6%)	3,653万人(29.6%)	3,696万人(30.8%)	3,644万人(37.9%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,631万人(12.8%)	1,860万人(14.7%)	2,155万人(17.5%)	2,261万人(18.8%)	2,437万人(25.3%)

平成27(2015)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(令和5(2023)年推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者等が増加していく。③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



④ 75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

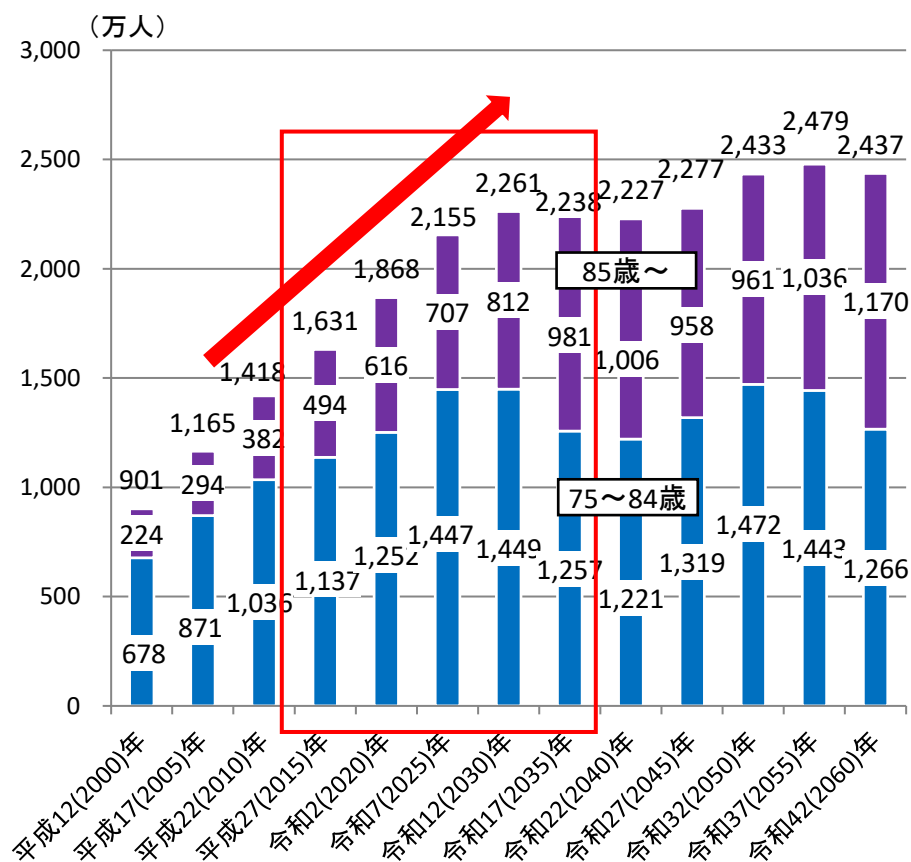
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	～	東京都(21)	～	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年 <>は割合	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年 <>は割合 ()は倍率	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

今後の介護保険をとりまく状況（2）

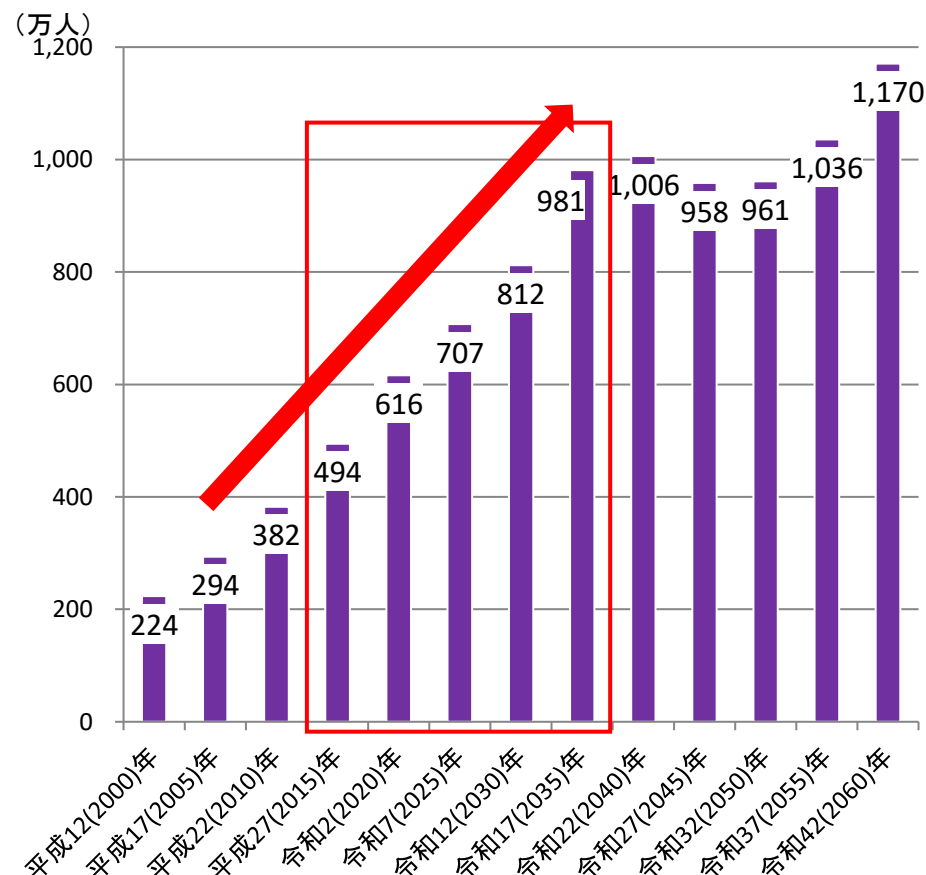
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2015年から2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間で、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

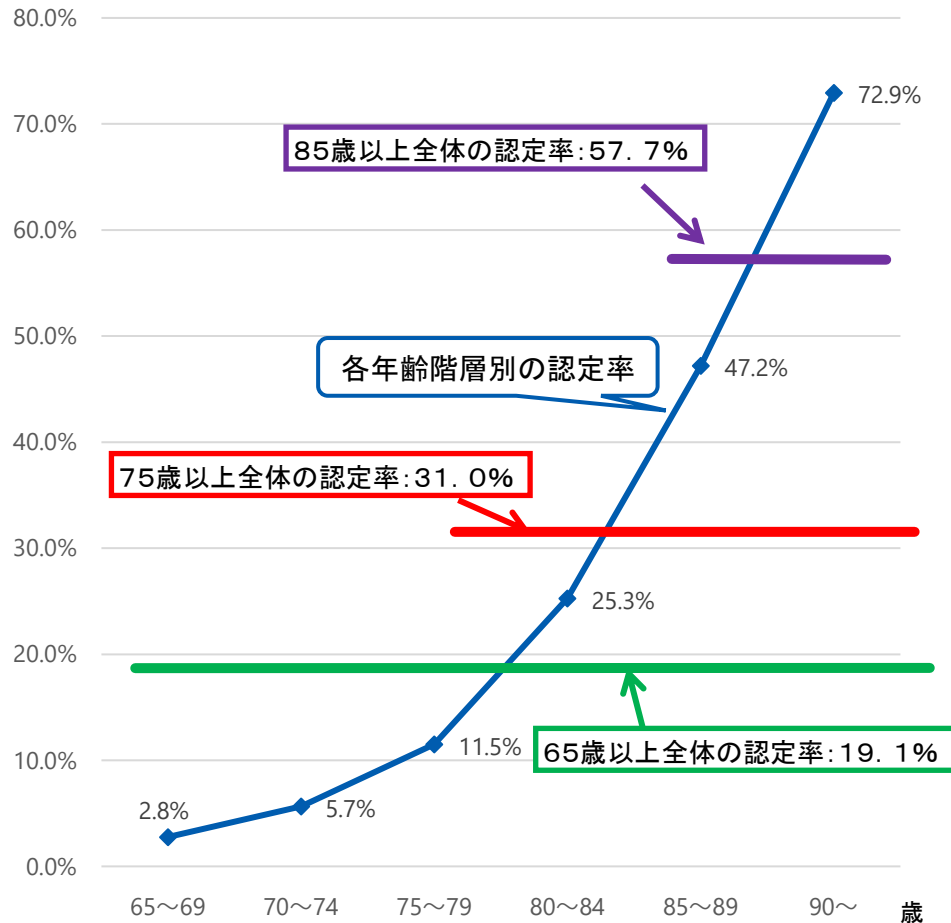


(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

今後の介護保険をとりまく状況（3）

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。

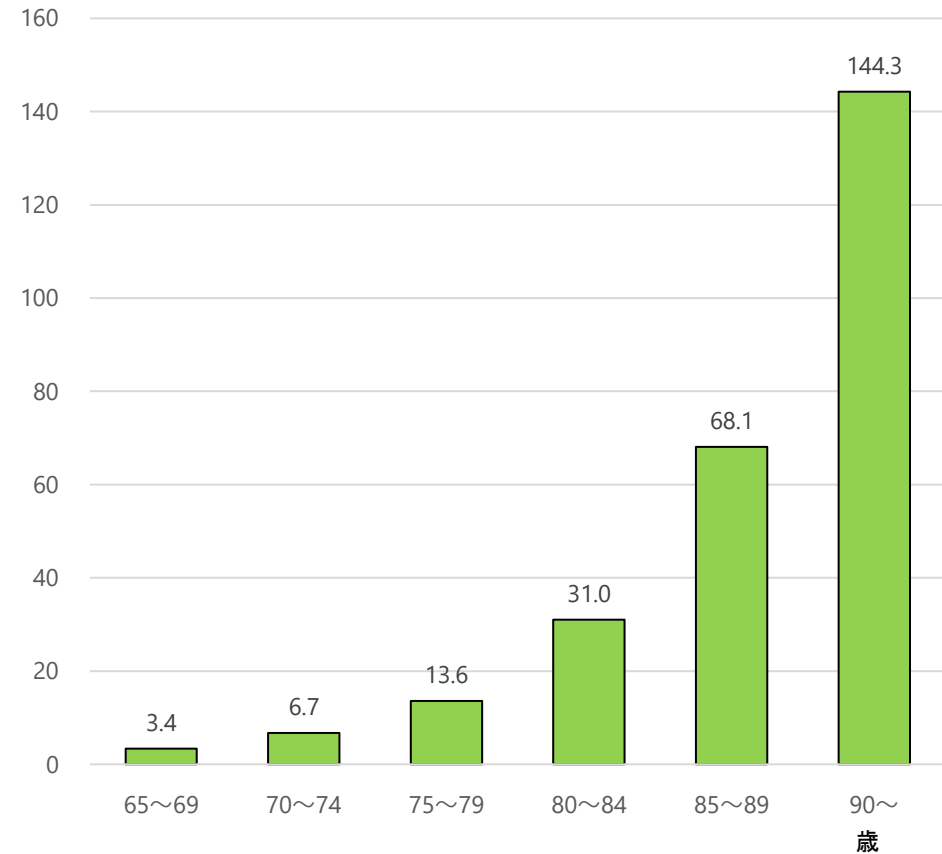


出典：2023年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2023年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成
注）要支援1・2を含む数値。

年齢階級別の人口1人当たりの介護給付費

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。

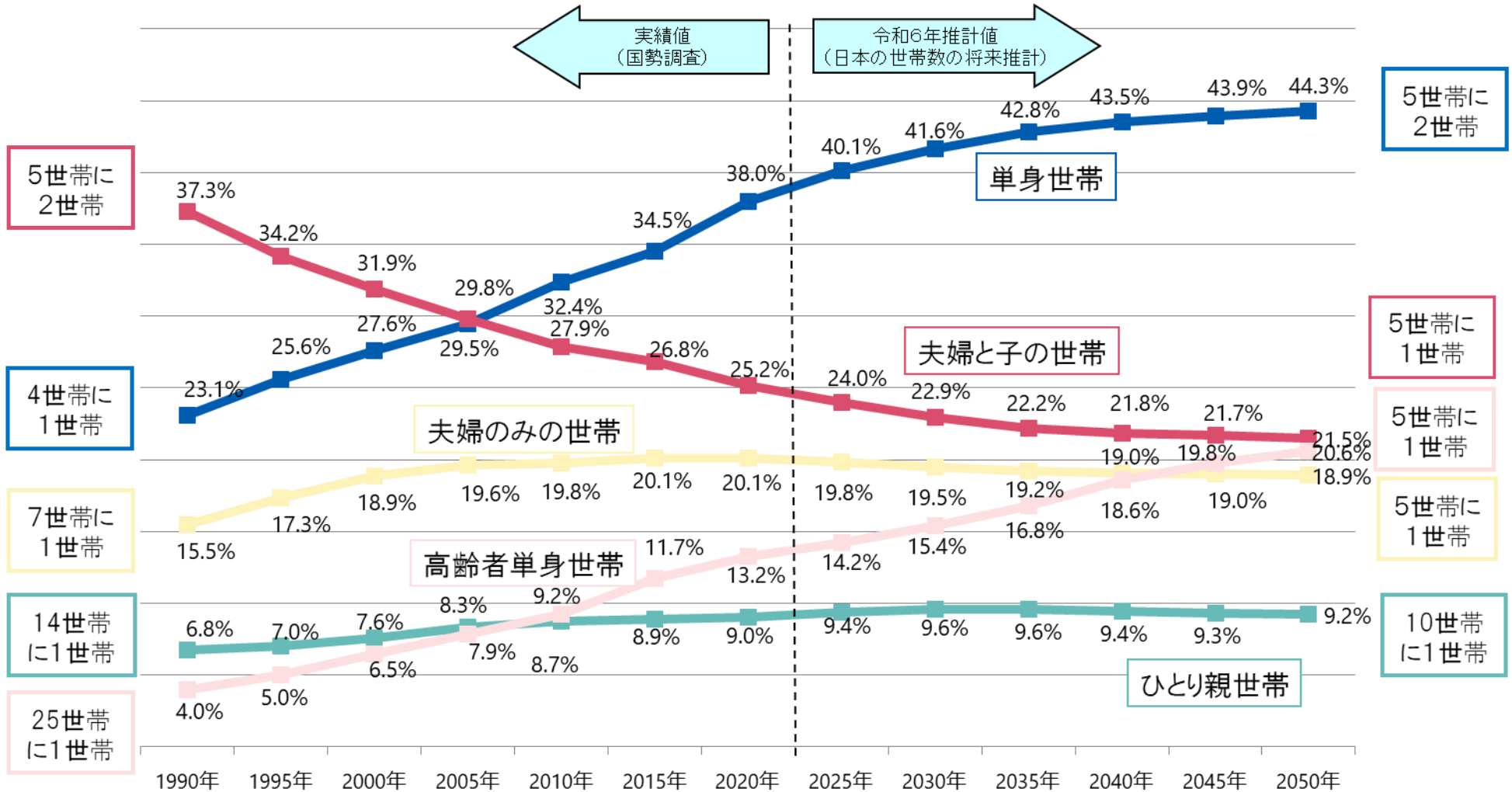
（万円/年）



出典：2023年度「介護給付費等実態統計」及び2023年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成
注）高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。
補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯（※1）ともに、今後とも増加が予想されている



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」

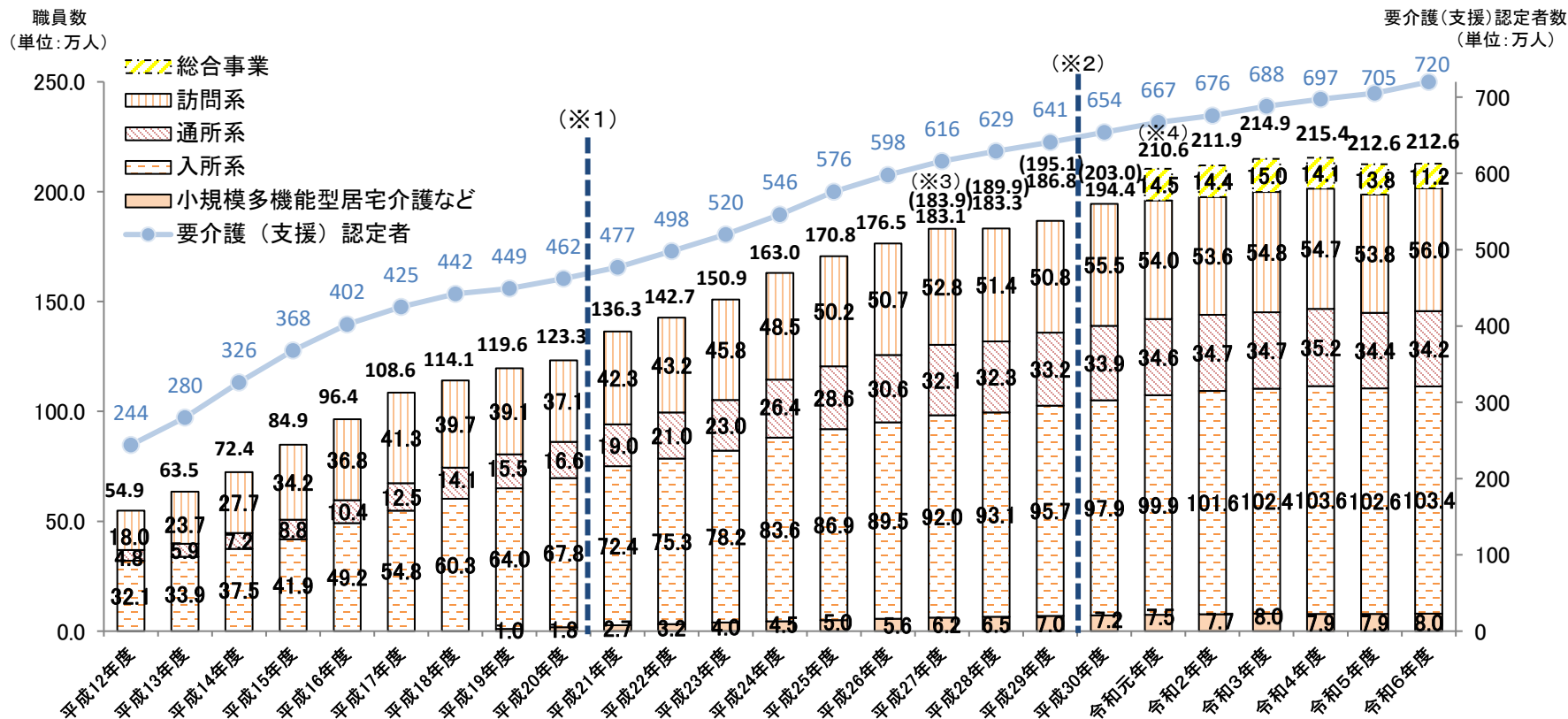
（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%（2020年）から45.1%（2050年）へと上昇。

（※3）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

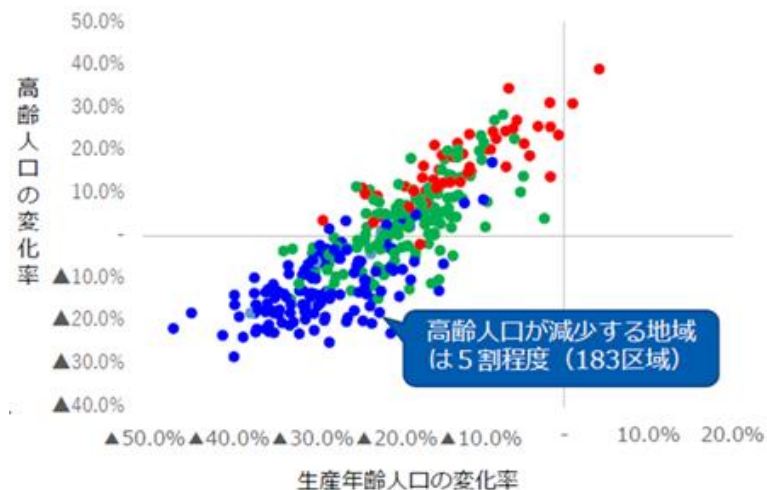
令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)に従事する介護職員が含まれている。(※4)

2040年までの人口の変化、サービス需要の変化

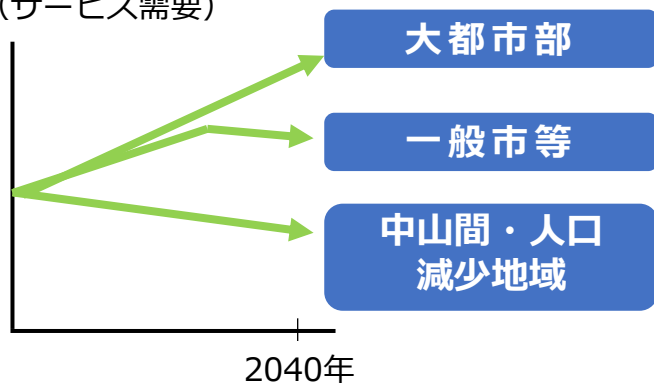
<2025→2040の年齢区分別人口の変化の状況>

	年齢区分別人口の変化率の平均値	
	生産年齢人口	高齢人口
●大都市型	-11.9%	17.2%
●地方都市型	-19.1%	2.4%
●過疎地域型	-28.4%	-12.2%

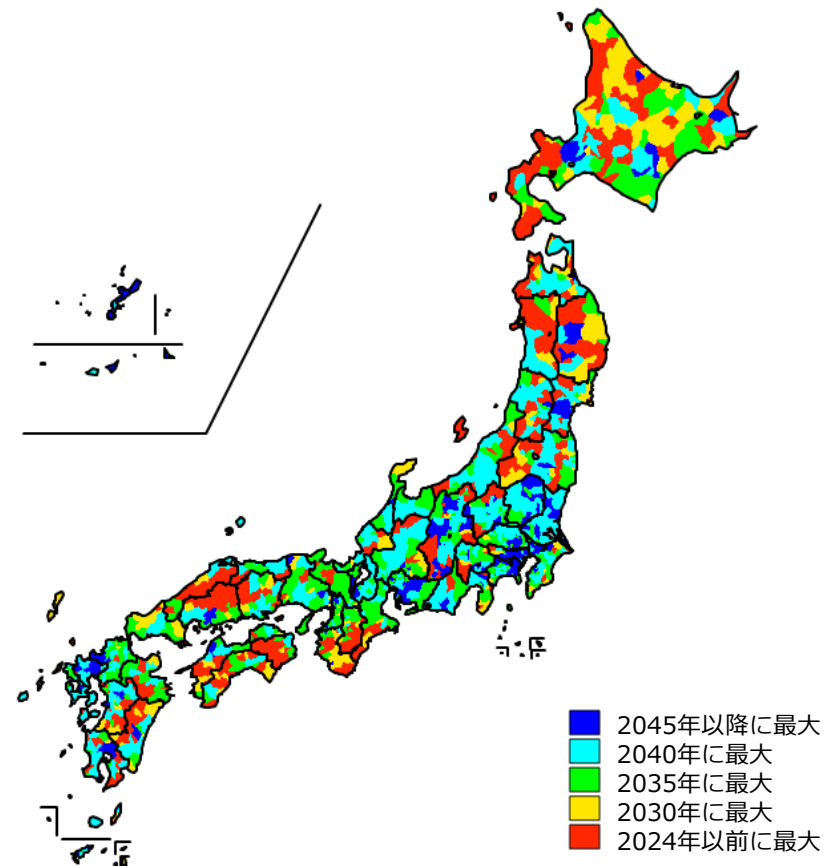
大都市型：人口が100万人以上（又は）人口密度が2,000人/km2以上
 地方都市型：人口が20万人以上（又は）人口10～20万人（かつ）人口密度が200人/km2以上
 過疎地域型：上記以外



高齢者人口
(サービス需要)



<在宅サービス利用者数が最大となる年>



	2024 以前	2030	2035	2040	2045 以降	2040までの増減率	
						既にピーク	今後ピーク
政令市・特別区 県庁所在地	-	-	15 (20.3%)	27 (36.5%)	32 (43.2%)	—	26.6%
市（上記を除く）	67 (9.8%)	59 (8.6%)	221 (32.4%)	222 (32.5%)	114 (16.7%)	△5.7%	21.8%
町村（広域連合 含む）	246 (30.1%)	138 (16.9%)	160 (19.6%)	195 (23.9%)	77 (9.4%)	△11.6%	14.9%

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

✓ 人口構造の急速な変化

生産年齢人口	2020年：7,509万人	→	2040年：6,213万人
高齢者人口	2020年：3,603万人	→	2040年：3,928万人

✓ 人口減少の地域差

558の市町村（全市区町村の約3割）が、2050年には人口が半減する（2015年比）
特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

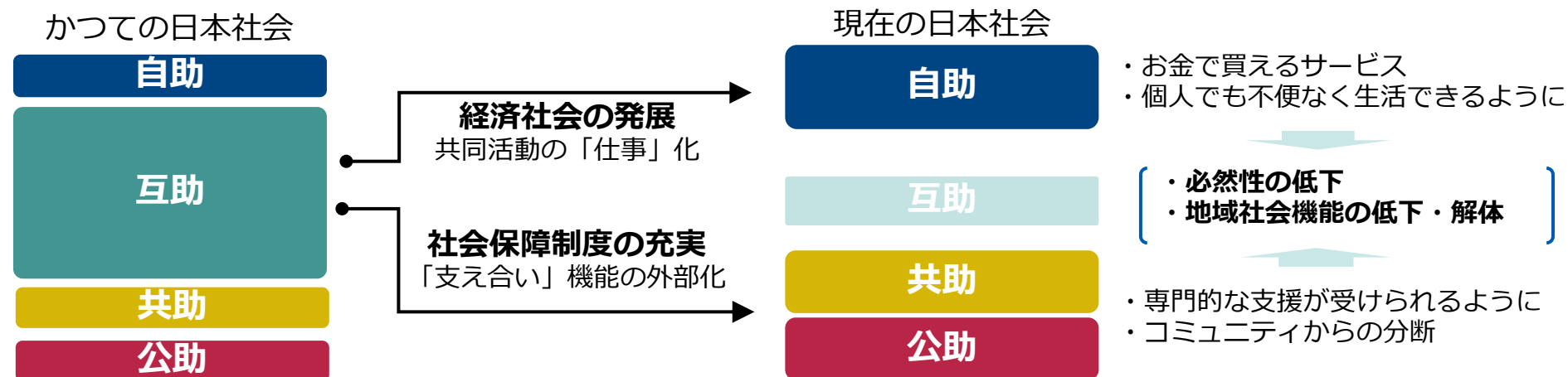
✓ 単身高齢世帯の増加

2020年：738 万世帯（13.2%） → 2040 年：1,041 万世帯（18.6%）

✓ つながりの変容 （注）「なにかにつけ相談したり助け合えるようなつきあい」が望ましいと回答した割合の変化

「親せきとのつきあい」	1973年：51%	→	2018年：30%
「隣近所の人とのつきあい」	1973年：35%	→	2018年：19%
「職場の同僚とのつきあい」	1973年：59%	→	2018年：37%

✓ 自助・互助・共助・公助のバランスの変容



2

頼れる身寄りのいない高齢者等の現状

ひと、くらし、みらいのために

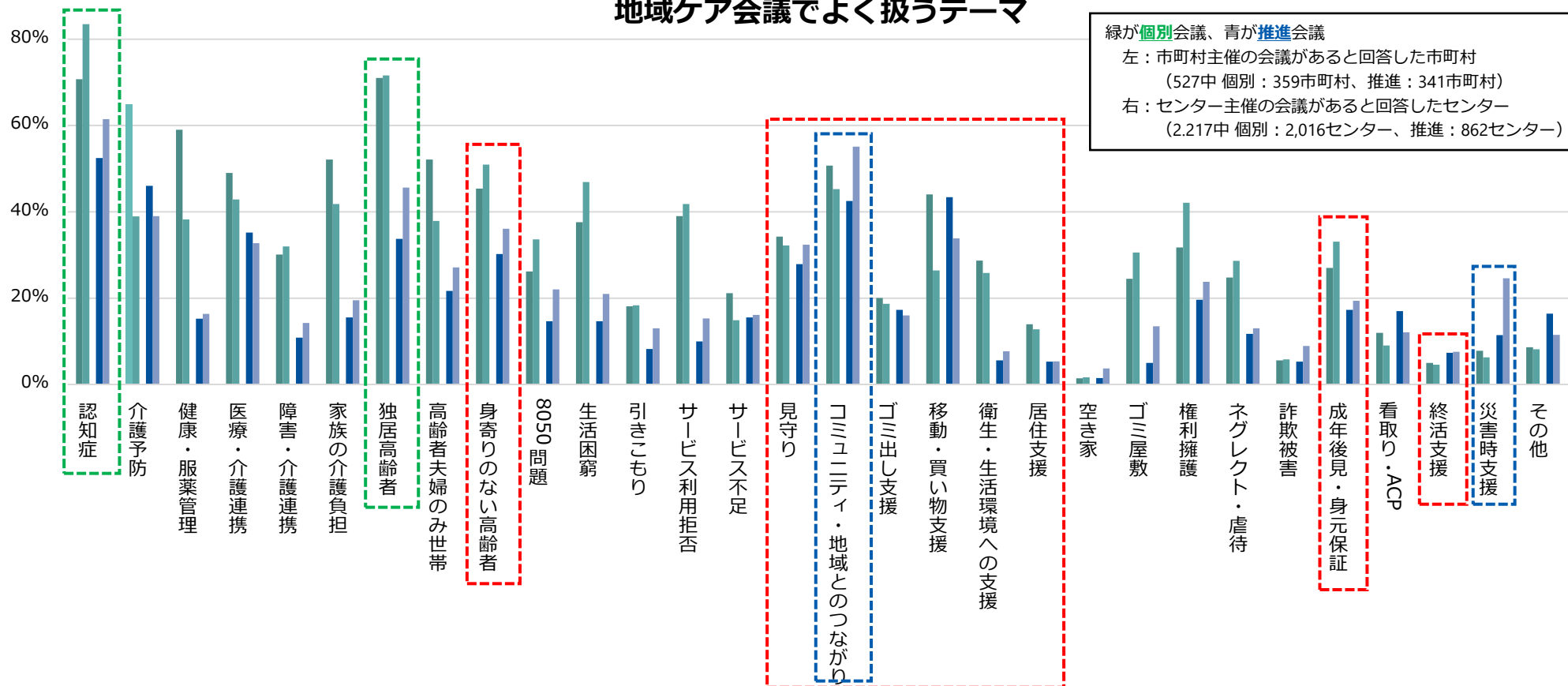


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域ケア会議の現状と課題 ～よく扱うテーマ～

- 地域ケア個別会議では、市町村と地域包括支援センターのいずれの主催であっても、**認知症**や**独居高齢者**に関する課題が多く扱われている。地域ケア推進会議では、**つながりづくり**や**災害時支援**についても取り組まれている。
- **頼れる身寄りがいない高齢者**の課題とも関連する、**見守り**や**つながり**、**生活・居住支援**、**身元保証**や**終活支援**といったテーマも取りあげられている。

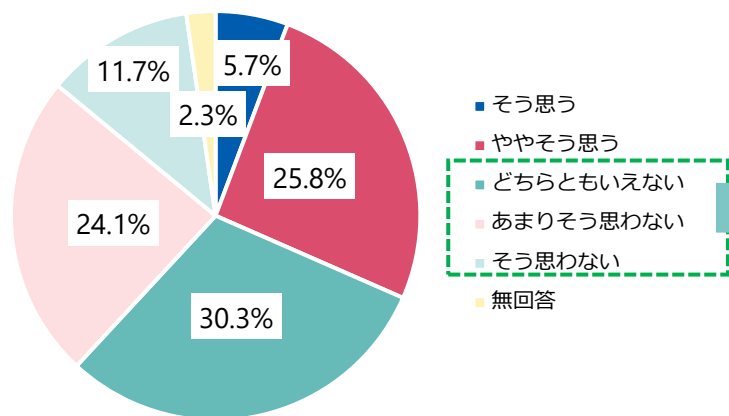
地域ケア会議でよく扱うテーマ



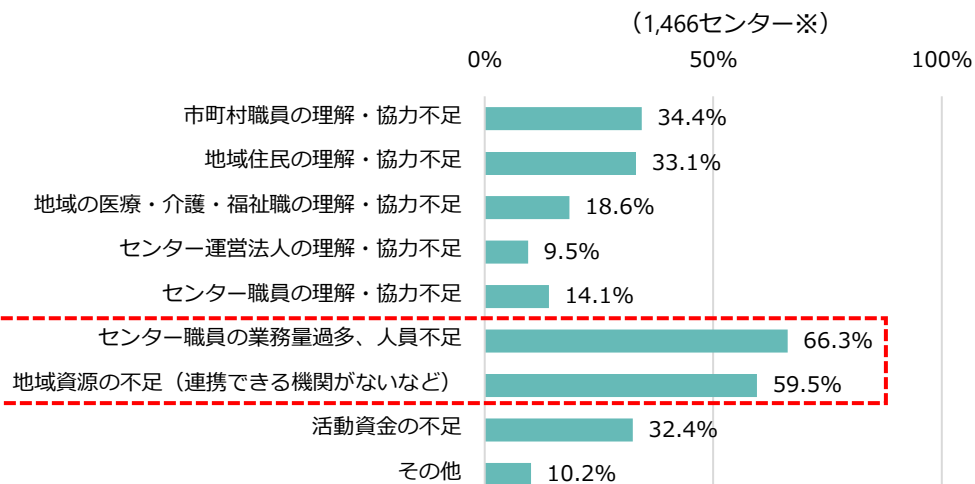
地域包括支援センターの資源開発・業務状況

- 約3割の地域包括支援センターが、地域ケア会議の議論を踏まえて、センターとして適切な資源開発を行えていると思うと回答した。
- 資源開発が行えない理由としては、**センター職員の業務量過多、人員不足、地域資源の不足**が多く挙げられた。
- 地域包括支援センターの業務のうち、**介護予防支援と介護予防ケアマネジメント**にかけている時間が**約3割**を占めている。一方、地域における活動に割く時間は**約2割**である。

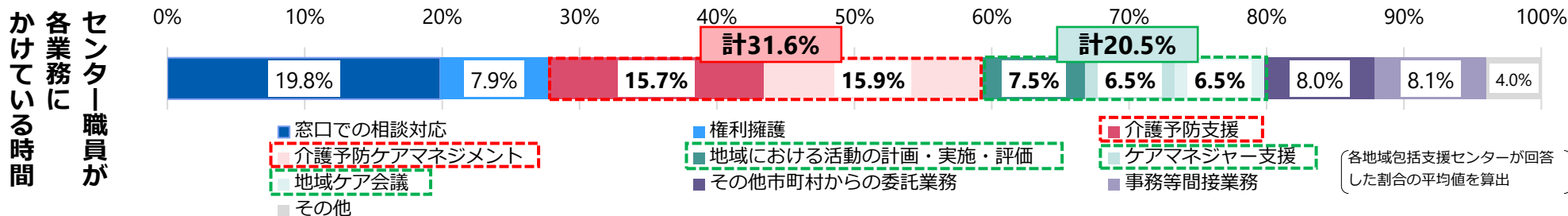
地域ケア会議の議論を踏まえて
センターとして適切な資源開発を行えているか
(2,217センター)



資源開発が行えない理由
(1,466センター※)



※左図でどちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わないと回答したセンター

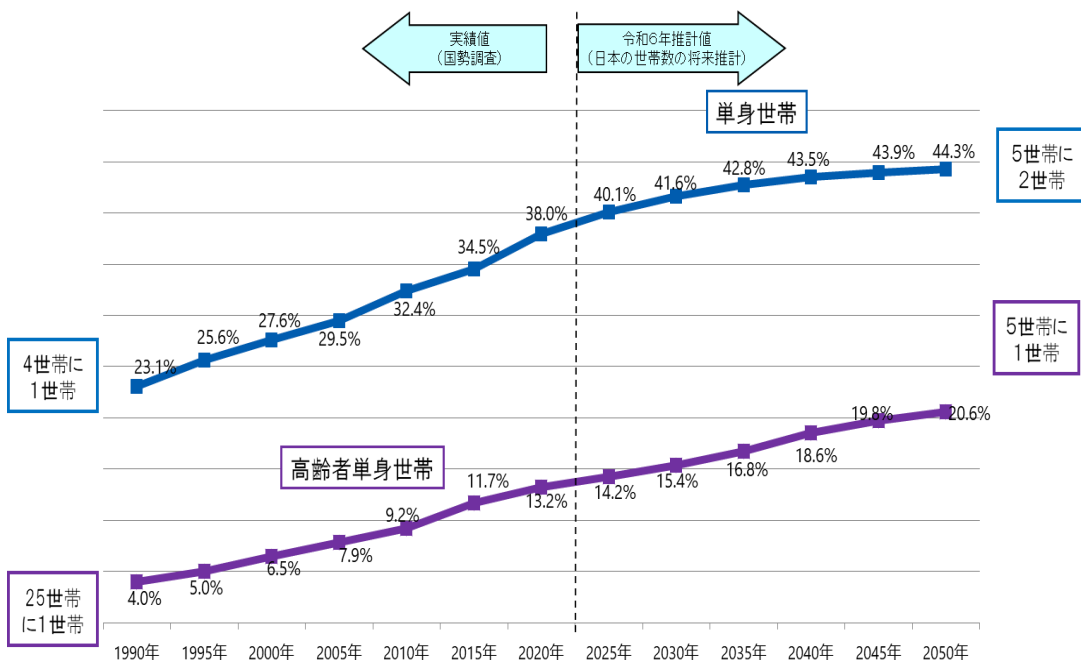


〔各地域包括支援センターが回答した割合の平均値を算出〕

単身高齢世帯に関する推移・状況

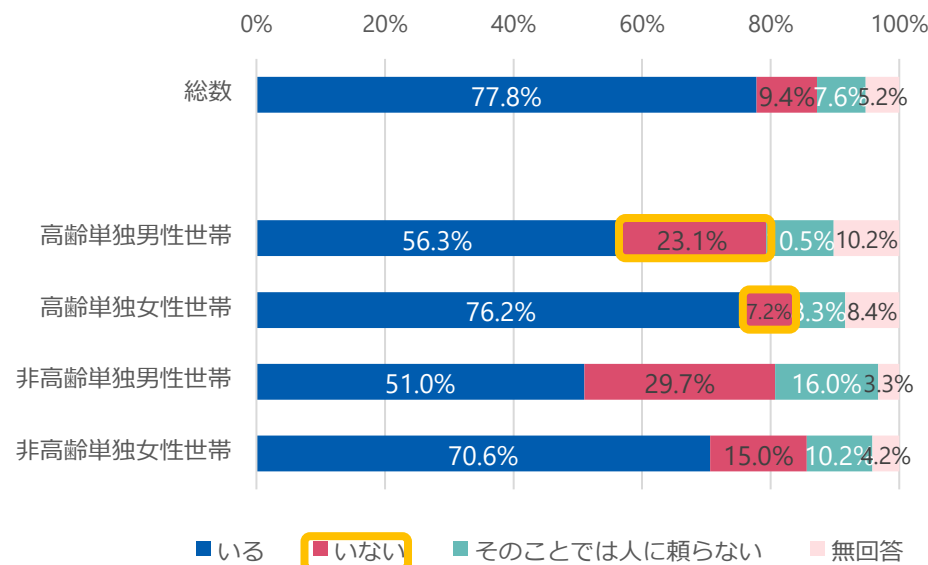
- **高齢者の単身世帯**は増加しており、2050年には約20%となる見込み。
- 高齢者の単身世帯では、**日頃のちょっとしたことの手助けを頼れる人がいない**ことが課題として考えられ、国立社会保障・人口問題研究所が2022年に実施した生活と支え合いに関する調査では、高齢単独男性世帯の23.1%が「いない」と回答している。

<世帯構成の推移と見通し>



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」
 (※) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

<「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無>

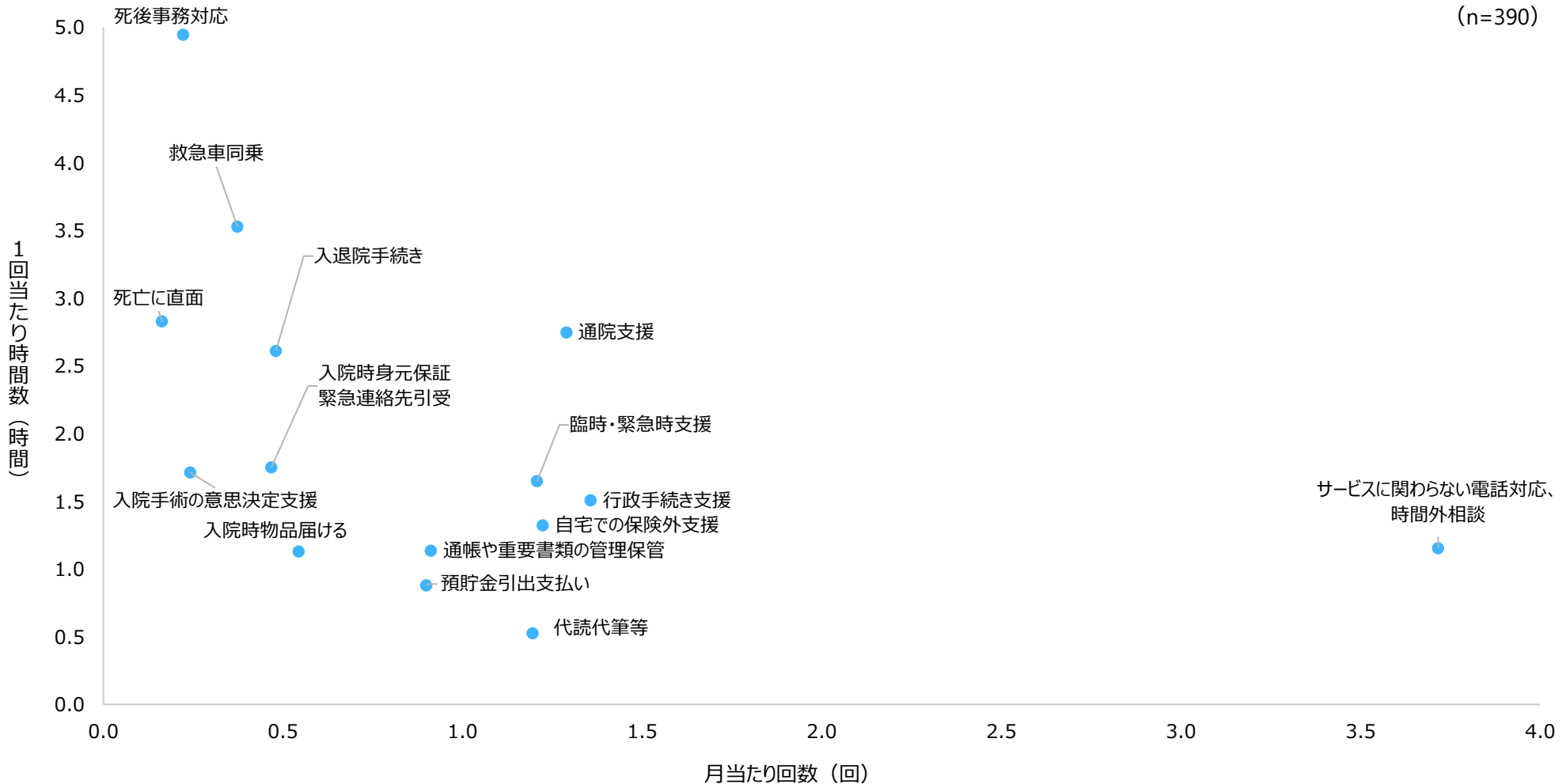


(注) 「総数」にはその他、不詳等を含む。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年7月）

居宅介護支援事業所における身寄りのない高齢者等の 生活上のニーズに対する対応状況①

- 生活上のニーズへの対応状況を種類別に見ると、「サービスに関わらない電話対応、時間外相談」は1回当たり時間数は少ないが、相応の頻度で対応が発生しているのに対して、「死後事務対応」「救急車同乗」等は、頻度は少ないものの1回当たり時間数は多く、ケアマネジャーへの負担のかかり方は異なっている。



(出典) 令和6年度老人保健健康等増進事業「介護職員等における身寄りのない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業報告書」(日本総研)

※ 居宅介護支援事業所に対し、ここ1年で、事業所の利用者から、親族等による支援が難しいために要望やニーズがあり、対応を行った場合の「頻度」や「1回の対応にかかる時間」として最も近いもの」についての調査結果について、平均をまとめたもの。

居宅介護支援事業所における身寄りのない高齢者等の 生活上のニーズに対する対応状況②

○ 生活上のニーズへの対応状況を種類別に見ると、「サービスに関わらない電話対応、時間外相談」などは自事業所に対応しているケースが多いのに対して、「預貯金引出・支払」、「死後事務対応」など、自事業所では対応せず、地域他機関につないでいるケースが一定程度見られる。

	サービスに関わらない 電話対応、 時間外相談	自宅での保 険外支援	通院支援	行政手続支 援	代読代筆等	預貯金引出 支払い	通帳や重要 書類の管理・保管	救急車同乗 き	入退院手続 き	入退院時物 品届ける	入院時身元 保証緊急連 絡先引受	入院手術の 意思決定支 援	臨時・緊急 時支援	死亡に直面	死後事務対 応
担当者の判断で無償で対応した	52.6	37.4	31.3	40.8	47.2	15.6	—	32.0	33.5	36.4	18.9	7.1	40.2	22.1	15.9
事業所として業務と位置付けたうえで無償で対応した	57.6	30.4	37.4	50.4	39.8	14.4	12.0	35.6	28.0	32.2	20.8	13.6	44.4	37.9	15.0
事業所では有償で対応した	1.8	1.9	4.0	0.9	0.4	0.4	0.0	0.5	0.0	1.6	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
法人内の別部署・別事業所につないだ	3.2	9.3	9.5	1.8	3.3	4.8	4.6	3.1	2.5	4.3	2.8	2.1	4.9	1.1	1.9
地域包括支援センターにつないだ	4.7	6.4	2.6	11.7	3.0	7.2	8.8	1.0	2.9	1.6	7.1	7.1	2.8	10.5	8.4
地域の福祉資源(社会福祉協議会、日常生活自立支援事業、NPO、民生委員等)につないだ	1.5	12.5	6.6	8.2	6.7	30.0	35.9	0.5	5.4	3.9	5.2	4.3	1.0	8.4	10.3
後見人・保佐人・補助人につないだ	2.6	8.3	4.9	10.9	10.0	25.2	29.0	3.6	18.0	9.7	23.6	27.9	7.0	17.9	28.0
高齢者等終身サポート事業者につないだ	1.5	2.2	2.6	2.3	1.5	6.8	6.9	2.1	4.2	3.9	7.1	8.6	2.4	7.4	8.4
左記以外の民間事業者につないだ	1.2	20.8	23.6	2.9	4.1	8.0	5.1	2.1	1.7	7.8	1.9	1.4	5.2	3.2	9.3
その他の連携先につないだ	5.0	14.7	14.4	7.3	8.6	13.2	12.0	11.3	11.7	10.1	13.7	15.7	10.5	20.0	26.2
ニーズや要望があったが、対応しなかった	1.2	3.8	4.0	3.2	3.3	18.4	17.5	24.7	15.5	12.0	21.7	32.1	7.7	6.3	10.3

単位：％ n=340 n=313 n=348 n=341 n=269 n=250 n=217 n=194 n=239 n=258 n=212 n=140 n=286 n=95 n=107

(出典) 令和6年度老人保健健康等増進事業「介護職員等における身寄りのない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業報告書」(日本総研)のアンケート結果を加工して厚生労働省において作成。

※1 各ニーズに対しての主な対応方法の選択率を示したもの(複数回答可)。各ニーズにおいて上位3つのセルを網掛けとしている。

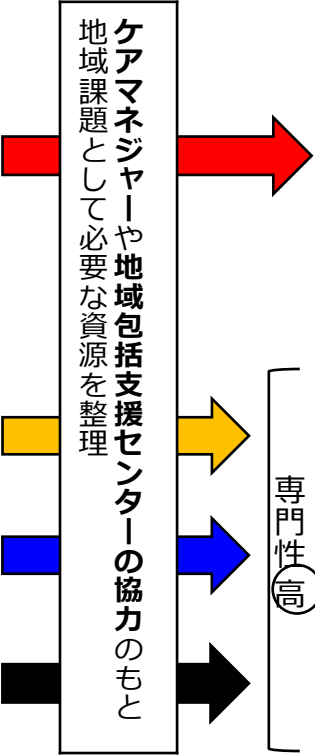
※2 「ニーズはなかった」「わからない・把握していない」のいずれかを選択している回答については、集計対象から除外。

頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題の解決に際して つながるべき関係者・関連事業等の例

- 頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題として、生活支援、財産管理、身元保証、死後事務などが挙げられる。
- こうした課題の解決方法としては、**地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理することに加え、地域の多様な主体による取組、民間サービス、公的な制度・事業（頼れる身寄りがない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度）**など、必要なニーズに対応した関係者・関連事業等につなげていくことが考えられる。

頼れる身寄りがない高齢者等が抱える課題の例

生活支援	・ 通院の送迎・付き添い
	・ 買い物の同行、物品購入
	・ 日用品や家具の処分
	・ 介護保険サービス等に係る手続きの代行
財産管理	・ 定期的な収入（年金等）・支出（公共料金等）に係る手続き代行
	・ 生活費の管理
	・ 財産の保存、管理、売却等に係る手続き代行
身元保証	・ 入退院・入退所時の手続き支援
	・ 緊急連絡先の指定の受託、緊急時の対応
死後事務	・ 死亡や火葬に係る手続き代行
	・ ライフラインの停止に関する手続き代行
	・ 残置物などの処理に係る手続き代行
	・ 墓地の管理・撤去に係る手続き代行



つながるべき関係者・ 関連事業等の例

生活支援コーディネーターと協働し、**地域の多様な主体**による社会資源の発掘・創出、ネットワーク構築

- ・ NPO団体
- ・ ボランティア団体
- ・ 互助組織（老人クラブ等）
- ・ 住民主体の取組 など

民間のサービスにつなぐ

- ・ 高齢者等終身サポート事業
- ・ 信託銀行によるサービス
- ・ 保険外サービス など

公的な制度・事業の活用

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 成年後見制度 など

→ 出雲市の例

→ 岡崎市の例

→ 朝来市の例

※ 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理」（令和6年12月）
及び 総務省行政評価局「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」（令和5年8月）もとに整理

3

介護保険制度の改正について

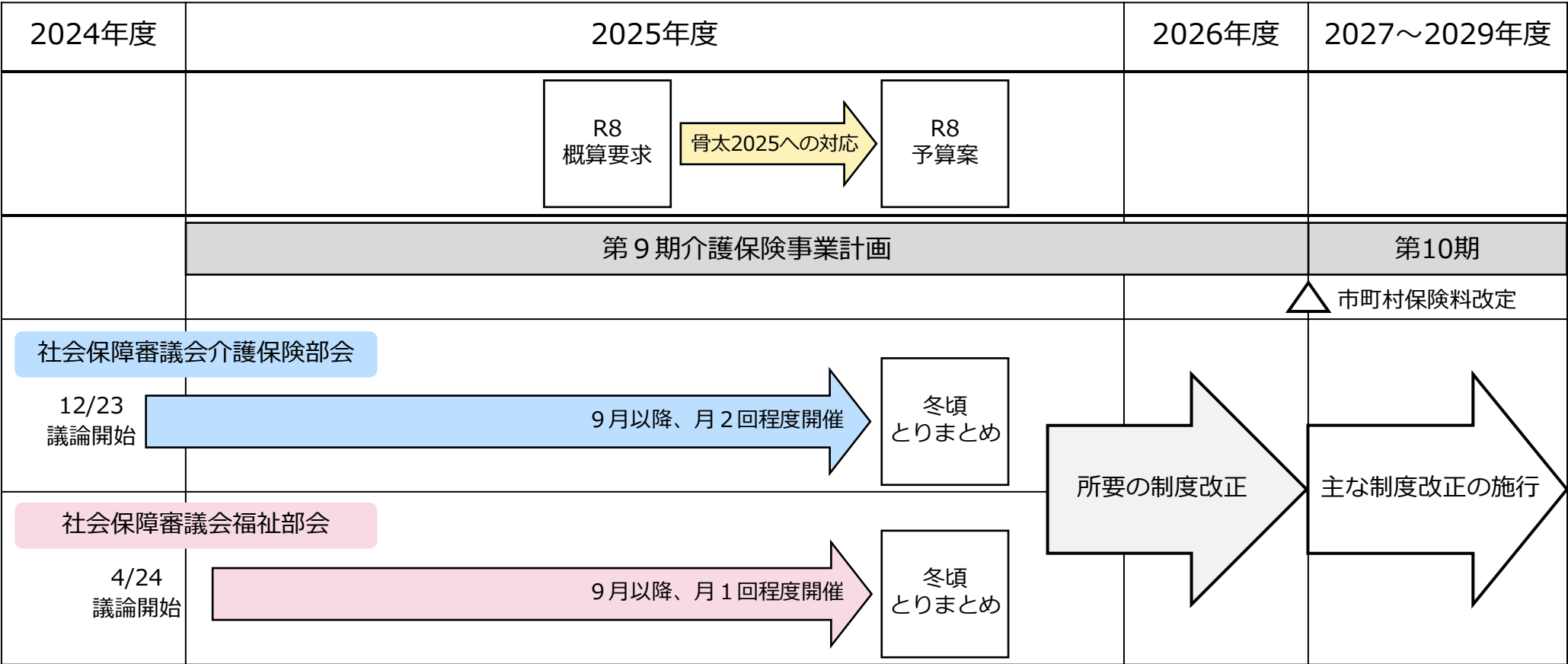
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

制度改正に関するスケジュール

- 介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。
- また、令和 2 年の社会福祉法改正の附則において、施行後 5 年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開等について検討を進める。



(注) 介護報酬改定等については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする ★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う ★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

Ⅱ 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性及質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

Ⅲ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

介護保険制度の見直しに関する意見（抄） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

5. 相談支援等の在り方

（現状・基本的な視点）

- 地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所は、適切な連携・役割分担を図ることが必要であり、
 - ・ **地域包括支援センターは、医療・介護連携を始めとする地域のネットワークづくりや、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援に重点**を置き、
 - ・ 居宅介護支援事業所は、医療機関や地域の関係者との連携の下、個々の利用者に対するケアマネジメントに重点を置き、地域の様々な社会資源をケアプランに位置付けることによる個別的な支援を推進することが適当である。
- 一方で、特に、**頼れる身寄りがいない高齢者等への生活課題**については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないこと等により、現在でも、ケアマネジャー等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも増加している。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、地域課題として地域全体で対応を協議することが必要である。
- こうした課題に対応するに当たっては、**基本的には市町村が主体となって、地域包括支援センターやケアマネジャーの協力を得ながら、関係機関間の連携により、地域ケア会議等を活用して地域課題として議論し、制度の活用や地域資源の活用を含めて、必要な資源を整理するとともに、必要な関係者・関連事業につなげていく**ことが考えられる。
- 地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、生活圏域の高齢者のニーズをきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要であるが、こうした取組を主導するに際して、業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指摘されており、地域包括支援センターの業務の在り方について、整理することが必要である。
- また、ケアマネジャーは、高齢者が最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送ることができるようにするための要であり、高齢者が抱える課題の複雑化・複合化に伴って、多様な対応が求められ、その役割の重要性は増大している。一方、足下において、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向にあり、生産年齢人口の急速な減少が見込まれる中で、将来的な人材確保が課題である。このような中であっても、ケアマネジャーが、医療・介護の連携のハブとして、その専門性を十分に発揮し、一人一人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントに注力できる環境を整備することが必要であり、人材確保、業務負担軽減、資質の向上等の施策を総合的に講じることが必要である。

介護保険制度の見直しに関する意見（抄） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

（頼れる身寄りがない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等）

- 頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要である。
- それに当たって、**日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域ケア会議の運営について市町村から地域包括支援センターへの一部委託を可能とすることが適当である。**
- また、頼れる身寄りがない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくには、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが必要である。この観点から、**地域ケア会議においては、地域づくりにかかわる生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等の関係職種の役割も重要**である。
- あわせて、多様な困りごとを地域全体で支えていくためには、障害や生活困窮等の福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進することが必要であり、**他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すことが適当**である。
- 地域において、**頼れる身寄りがない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応を行うことを明確化**し、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携の役割を更に発揮できるようにすることが適当である。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが必要である。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行う体制づくりを推進する観点から、**包括的・継続的ケアマネジメント支援事業においても、頼れる身寄りがない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化**することが適当である。

- ✳ 頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援機能の強化・明確化するとともに、地域ケア会議等を活用し、市町村が主体となって地域全体の課題として議論していくことを促進
- ✳ よりきめ細かな地域ごとの課題に対応できるよう、地域ケア会議の運営を市町村から地域包括支援センターに一部委託可能とする
- ✳ 地域全体で対応していけるよう、他の分野の会議との連携、地域の関係者の柔軟な参画をさらに促進

介護保険制度の見直しに関する意見（抄） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方）

- 介護予防ケアマネジメントのうち約4割は地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託により実施されている実態を踏まえ、**地域包括支援センターの更なる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進**する観点から、利用者の属性を問わず、**介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所による直接実施を可能とする**ことが適当である。
- 加えて、介護予防ケアマネジメントについては、アセスメントの結果に基づくケアマネジメントプロセスの効率化を図ってきていることを踏まえ、介護予防支援のプロセスについても効率的な実施に向けた検討が必要である。

（災害等の有事に備えた地域包括支援センターの体制整備）

- 地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する。**地域包括支援センターとしての業務継続計画（BCP）の策定を義務化し、市町村と連携して体制を整備する**ことを通じて、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要である。

- 
- ✿ 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の双方の負担軽減、役割分担を推進するために、介護予防ケアマネジメントも居宅介護支援事業所において直接実施できるようにする
 - ✿ 市町村と連携して地域包括支援センターのBCP策定を進め、災害に備えた体制整備を進める

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など**、これまで**家族や親族が担ってきた生活上の課題**に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



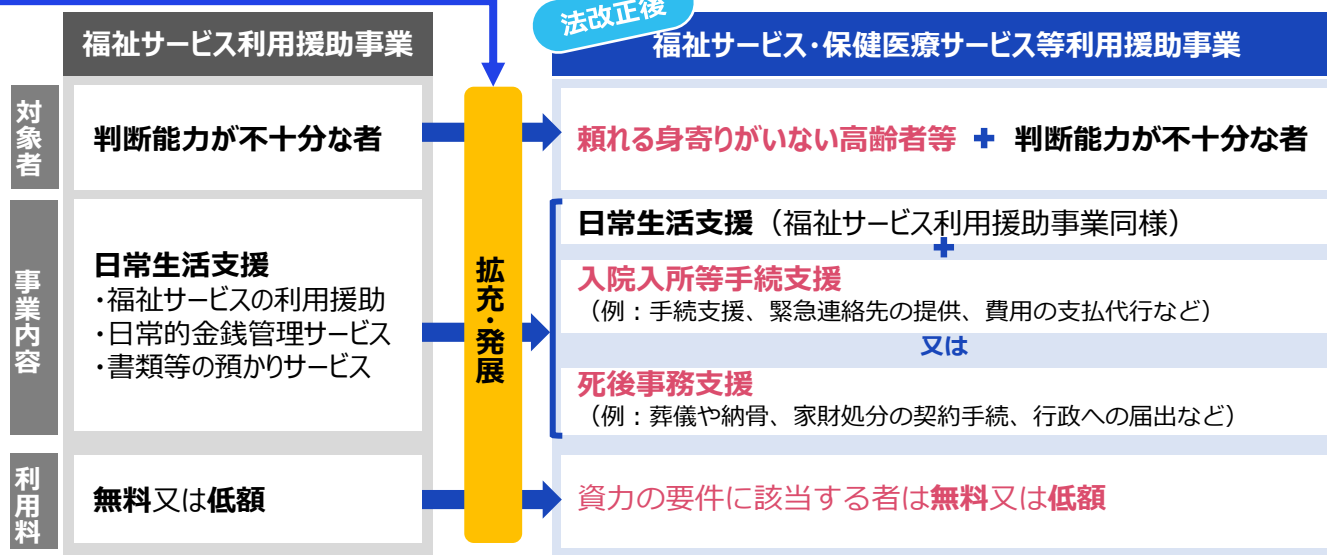
対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない



見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

頼れる身寄りがない高齢者等に係る地域での実効的な課題解決の取組の推進

令和9年度概算要求額 地域支援事業1,858億円の内数+事項要求 （－） （）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

頼れる身寄りがない高齢者等への支援を強化するため、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正において、地域包括支援センターが頼れる身寄りがない高齢者等からの相談に対応することを明確化するとともに、その生活課題について、市町村が中心となって地域包括支援センター等の協力を得ながら「地域ケア会議」で関係者で協議し実効的な解決を進めることとしている。

こうした課題解決に向けたプロセスを実効的に進めるためには、地域包括支援センターが、多様な関係機関との連携を行いながら検討を進めることが必要であり、**必要な検討体制の構築を通じて関係者と協働し、自律的な支援プロセスを推進する市町村に対して、インセンティブを付与する。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

（1）事業の概要

頼れる身寄りがない高齢者等にかかる地域課題の把握から解決に向けた取組を実践することを目的として、一連の支援プロセスの実施に必要なストラクチャー（体制）を構築する市町村に対して構築にかかる費用を支援する。

- ① 市町村・地域包括支援センターとの連携のもとで、**一連の支援プロセスを通じた地域課題に対応する地域づくりを推進する生活支援コーディネーター等加算** 8,000千円
- ② **地域ケア会議における関係機関と連携した検討体制**
 - (ア) **他分野・他機関**（例：法律専門職、金融機関、交通事業者）**参画促進加算** 20千円/1回
 - (イ) **他会議**（例：成年後見制度に係る協議会）**との連携体制構築加算** 300千円/1連携先 ※居住支援協議会との連携体制構築はR7から加算。
 - (ウ) **検討体制設置加算** 833千円/1包括

（2）実施主体

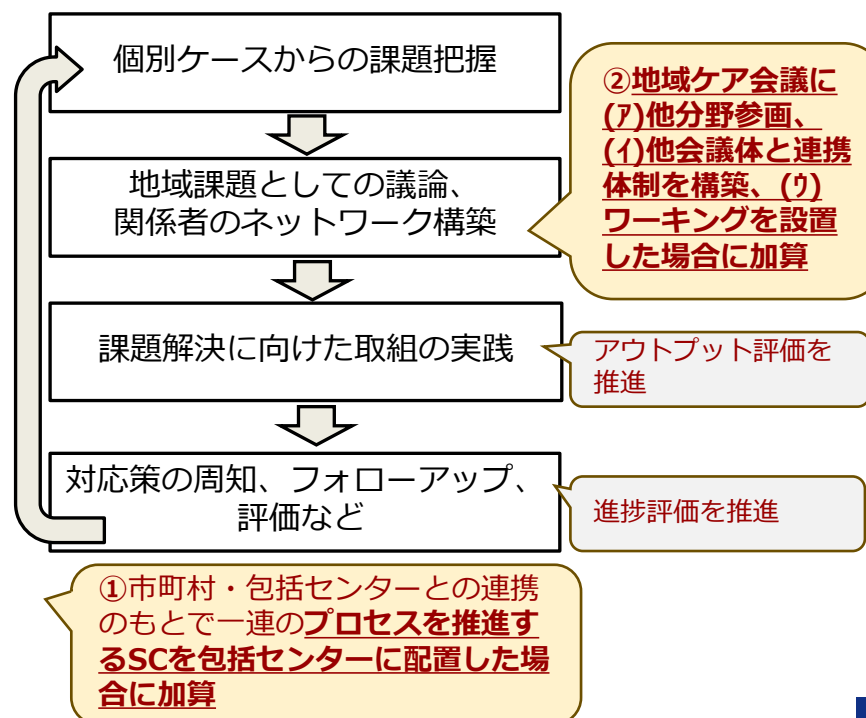
市町村

（3）交付率及び事業スキーム

国38.5%（地域支援事業交付金。①に要する費用を地域包括支援センターの運営として包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業の上限額超過を認める個別協議を創設する。②に要する標準的な費用を地域ケア会議推進事業に加算する（事項要求）。）

3 事業のイメージ図

【自律的な支援プロセスのイメージ】



4

高齢者等終身サポート事業について

調査の背景

〔通知日：令和5年8月7日 通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省〕

- ◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加
 - ◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み
 - ◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題
- ⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
・ 契約主体は加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者 ・ 死後のサービスを含み契約期間が長期 ・ サービス提供方法、費用体系が多様 ・ 契約金額が高額で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行 ・ 契約内容の履行を確認しにくい 消費者保護の必要性が高い	〔事業者の取組〕 ・ 契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数 ・ 預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例 ・ 利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例 ・ 契約履行の確認を契約書に規定 ・ 契約書に解約条項がない例 ・ 遺言書の内容が本人の意思と異なる例 〔地方公共団体等の取組〕 ・ 住民への情報提供が低調	・ 公正な契約手順の確保 ・ 預託金の管理方法のルール化 ・ 成年後見制度への円滑な移行 ・ 契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界 ・ 解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化 ・ 寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認 ・ 啓発資料の充実・周知

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

高齢者等終身サポート事業において提供されるサービスの範囲

表1 身元保証等高齢者サポート事業において提供されるサービスの例

種類	内容
身元保証サービス	① 医療施設への入院の際の連帯保証 ② 介護施設等への入所の際の連帯保証 ③ 入院・入所、退院・退所時の手続の代理 ④ 死亡又は退去時の身柄の引取り ⑤ 医療同意への支援 ⑥ 緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応
日常生活支援サービス※	1 生活支援関係 ① 通院の送迎・付添い ② 買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入 ③ 日用品や家具の処分 ④ 病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分 ⑤ 介護保険等のサービス受給手続の代行 2 財産管理関係 ① 家賃や年金等の定期的な収入の受領に関する手続代行 ② 公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する手続代行 ③ 生活費の管理、送金 ④ 不動産、動産等の財産の保存、管理、売却等に関する手続代行 ⑤ 預貯金の取引に関する事項 ⑥ 金融商品の解約・換価・売却等の取引に関する手続代行 ⑦ 印鑑、印鑑登録カード等の証書・重要書類の保管 ⑧ 税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領に関する手続代行

死後事務サービス	① 死亡の確認、関係者への連絡 ② 死亡診断書（死体検案書）の請求受領、火葬許可の市区町村への申請、火葬許可証及び埋葬許可証の受領、死亡届申請代行 ③ 葬儀に関する事務 ④ 火葬手続（火葬の申込み、火葬許可証の提示）に関する手続代行 ⑤ 収蔵（納骨堂）、埋蔵（墓処）、永代供養に関する手続代行 ⑥ 費用精算、病室等の整理、家財道具や遺品等の整理 ⑦ 行政機関での手続関係（後期高齢者医療制度資格喪失届、国民健康保険資格喪失届等）に関する代行 ⑧ ライフラインの停止（公共料金（電気・ガス・水道）の解約、インターネット・Wi-Fi等の解約、固定電話、携帯電話等の解約等）に関する手続代行 ⑨ 残置物等の処理に関する手続代行（遺品目録の作成、相続人等への遺品・遺産の引渡し） ⑩ 墓地の管理や墓地の撤去に関する手続代行
----------	--

（注） 当省の調査結果による。

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの公表（令和6年6月）

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

令和6年6月

内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）
内閣府 孤独・孤立対策推進室
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

ポイント

1. 関係省庁横断した整理

業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、**遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等**を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示

2. 「高齢者等終身サポート事業者」を定義

身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業

ガイドラインの構成

①	全般的な事項
②	契約締結にあたって留意すべき事項
③	契約の履行にあたって留意すべき事項
④	事業者の体制に関する留意事項

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業の二つの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査事業（令和7年度）

（１）各地域における頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する取組を推進

- ・ 奈良県生駒市、長野県大町市、神奈川県小田原市、金沢市地域包括支援センターとびうめの4地域における取組の状況や課題認識を踏まえた目標設定を行い、事業期間を通じた伴走支援を実施した。各地域においては、アンケート調査による実態の把握、地域ケア会議を活用した支援者による議論を通じた地域課題の整理、情報登録事業の運用の検討、統計データ等にもとづく地域の関係者間での課題認識の共有といったそれぞれの取組を推進した。

（２）「地域における頼れる身寄りがない高齢者等への支援に関する自治体向けガイドブック」を作成

- ・ 先進自治体ヒアリングや自治体連絡会における意見交換等を通じて得られた知見・ノウハウについて、自治体向けガイドブックとして整理した。
- ・ ①既存情報の整理・現状把握、②庁内での取組の方向性の検討、③地域における議論の進め方、④課題解決に向けた取組の実践、⑤取組開始後、の5つの段階ごとに想定される取組の推進方法に関するポイントや留意点を取りまとめた。また、先進自治体における取組事例を整理した。

「ガイドブック」における取組推進のポイント

① 既存情報の整理・現状把握

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の難しさの背景を理解する。
- ・ 統計データの整理や関係者（現場の支援者）へのヒアリングを通じて、**情報収集・実態把握**を行う。

② 庁内での取組の方向性の検討

- ・ 地域課題とそれに対応する既存制度・地域資源の対応状況を整理することで、対応方針の「仮説」を作る。
- ・ 検討に活用可能な関係機関が参画する「議論の場」を洗い出す。

③ 地域における議論の進め方

- ・ 課題認識に応じた会議体を選定した上で、庁内の関係部署や庁外の関係機関と「顔の見える関係性」を作りながら、「議論の場」を設ける。
- ・ 参加者に応じて個別ケースや地域課題の提示方法を工夫しつつ、関係者間で課題認識の共有を図る。
- ・ ゴールを意識した議論の場の設計・進行を行う。

④ 課題解決に向けた取組の実践

- ・ 具体的な取組内容については、1) 既存の制度・地域資源の活用、2) 官民連携による地域資源の開発、3) 地域におけるガイドラインの作成、4) 意思決定支援と意思の実現に向けた仕組みづくり、5) 成年後見制度・日常生活自立支援事業のさらなる活用、等の観点で検討する。

⑤ 取組開始後

- ・ 事業の効果検証・評価はアウトプット指標を中心に想定する。
- ・ 継続的な取組・評価を行えるよう計画等への反映を検討する。

先進自治体の事例（抜粋）

兵庫県朝来市



ポイント① 頼れる身寄りがない高齢者等の「困りごと」をもとにした地域資源の整理

- ・ 介護福祉、医療、財産金銭管理、日常生活」のカテゴリごとに頼れる身寄りがない高齢者等の困りごとを分類し、それに対応する形で活用可能な制度や地域資源を整理



ポイント② 議論・検討には多職種の専門性をフル活用

- ・ 医師会や社会福祉協議会をはじめ、医療ソーシャルワーカー、薬剤師、ケアマネジャー、司法書士等の専門職を交えた検討を実施
- ・ 検討過程の共有に加え、作成後の使いやすさも意識した議論が進められた結果、地域に根付く成果物が完成

画像出典）[「身寄りのない人を支える資源マップ」完成！ - 朝来市公式ホームページ](#)



愛知県岡崎市



ポイント① 市との協定に基づく民間事業者の情報提供と死後事務登録

- ・ 民間事業者と連携した終活応援事業を実施。市が民間事業者と協定を締結し、市民からは分かりづらい終活支援サービスの情報を「見える化」して提供



ポイント② 頼れる身寄りがない高齢者等の課題を議論・検討する工夫

- ・ 参加者や開催方法を固定せず、議題に応じて参加者を呼びかけ議論の場を設計（そのためには、日常的な関係者とのコミュニケーションが重要）
- ・ 多部署間で連携し、庁内で横断的に議論・施策検討が可能な体制を整備
- ・ 現場の困りごとを生声として参加者に共有しつつ、専門職・民間事業者とのつながりを生かして、アイデア出しと具体策を実施

ご清聴ありがとうございました。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare